

「消費者契約法専門調査会報告書」に関する意見書

第1 はじめに

高齢化の進展やインターネット取引の拡大の影響もあり、消費者被害の件数は急増し、また、その内容も多様化・複雑化していることから、従前の消費者契約法の規定や解釈では被害救済が困難なケースや、新たな類型の消費者被害に対応できないケースも増えている。かかる状況を受けて、消費者契約法の改正の必要性が検討され、内閣府消費者委員会消費者契約法専門調査会（以下「専門調査会」という。）の審議・答申を踏まえ、2016年（平成28年）5月25日、「消費者契約法の一部を改正する法律」が成立し、2017年（平成29年）6月3日、施行された。

消費者契約法は、制定時より多岐にわたる項目について見直しの必要性が指摘されていたが、上記改正で実現したのはわずか6項目にすぎず、「勧誘」要件の在り方、不利益事実の不告知、困惑類型の追加、「平均的な損害の額」の立証責任、条項使用者不利の原則、不当条項類型の追加その他の事項は今後の検討課題とされ、改正法成立後遅くとも三年以内に必要な措置を講ずることとする附帯決議がなされた。

これを受けて、2016年（平成28年）9月より専門調査会が再開され、2017年（平成29年）8月4日に「消費者契約法専門調査会報告書」（以下「報告書」という。）の取りまとめが行われ、それに基づく規定案が示された。

当会は、消費者被害の予防・救済に資するよう同法を改正することを求める立場から、報告書及び報告書に基づく規定案（以下「規定案」という。）並びに規定案においては盛り込まれなかった事項について、下記のとおり意見を述べる。

第2 消費者契約法専門調査会報告書における消費者契約法の改正に関する規定案についての意見

1 消費者に対する配慮に努める義務（法第3条第1項関係）について

(1) 規定案

努力義務を定めた消費者契約法第3条第1項のうち、契約条項の明確化に係る箇所を改正し、事業者は、消費者契約の条項を定めるに当たっては、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容が消費者にとって明確かつ平易なものになり、また、条項の解釈について疑義が生ずることのないよう配慮するよう努めなければならない旨を明らかとすること（報告書「第2-6」、規定案「1（1）」）。

【参考】 現行の消費者契約法第3条第1項の規定

第三条 事業者は、消費者契約の条項を定めるに当たっては、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容が消費者にとって明確かつ平易なものになるよう配慮するとともに、消費者契約の締結について勧誘をするに際しては、消費者の理解を深めるために、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容についての必要な情報を提供するように努めなければならない。

(2) 意見の趣旨

規定案に賛成する。もっとも、「消費者契約に該当する定型約款の条項について、その条項中の文言の文理、他の条項との整合性、当該契約の締結に至る経緯その他の事情を考慮してもなおその意味を一義的に確定することができない場合には、事業者にとって不利に解釈しなければならない」という条項使用者不利の原則について明文化すべきである。

(3) 意見の理由

契約条項の明確性を確保すべきことは、法3条1項の事業者の努力義務からも導き出される所であり、規定案はその趣旨に添うものであるから賛成する。

もっとも、あくまで努力義務にとどまっているため十分とはいえず、また、事業者に対して明確な条項を作成するインセンティブを与え、ひいては条項の解釈に関する事業者と消費者との間の紛争を未然に防止するためには、明文をもって条項使用者不利の原則を定めるべきである。

このような規定は諸外国をみても、標準的なものとして整備されており、例えば、フランス民法1162条では、「疑いがある場合には、合意は債務を負わせたものに不利に、債務を負った者に有利に解釈される」とされており、さらに、ドイツ民法、イギリスの消費者契約における不公正条項規制、フランス消費者法典、イタリア消費者法典、オランダ民法、オーストリア民法、1993年消費者契約における不公正条項に関するEU指令、ヨーロッパ契約法原則、ユニドロワ国際商事契約法原則にも同種の規定が置かれている（日本弁護士連合会の2014年（平成26年）7月17日付消費者契約法日弁連完成試案（2014年版）参照）。

以上から、我が国においても、条項使用者不利の原則を、早期に導入すべきである。

2 消費者に対する情報提供に努める義務（法第3条第1項関係）について

(1) 規定案

努力義務を定めた消費者契約法第3条第1項のうち、事業者の情報提供に係る箇所を改正し、当該消費者契約の目的となるものの性質に応じ、当該消費者契約の目的となるものについての知識及び経験についても考慮した上で、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容についての必要な情報を提供しよう努めなければならない旨を明らかとすること（報告書「第2-7」，規定案「1（2）」）。

【参考】 現行の消費者契約法第3条第1項の規定

第三条 事業者は、消費者契約の条項を定めるに当たっては、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容が消費者にとって明確かつ平易なものになるよう配慮するとともに、消費者契約の締結について勧誘をするに際しては、消費者の理解を深めるために、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容についての必要な情報を提供しよう努めなければならない。

(2) 意見の趣旨

規定案に賛成する。もっとも、考慮要素には「知識及び経験」のみならず、「年齢その他の特性」をも付加すべきである。

また、努力義務にとどまらず、法的義務として明文化されることも検討されるべきある。

(3) 意見の理由

事業者が消費者に必要な情報を提供するにあたり、取引の性質に応じて、その取引の「知識及び経験」を考慮すべきことは、消費者基本法5条3項の事業者の責務に照らして賛成できる。

もっとも、考慮すべき事項は、「知識及び経験」に限られるものではなく、消費者が自律的に意思決定を行えるよう「年齢その他の特性」をも考慮すべき取引もある。

消費者と事業者との構造的格差を解消し、消費者の保護を図るという消費者契約法の目的（同法第1条）、消費者基本法では「消費者の年齢その他の特性に配慮」しなければならないと定める（同法第2条2項）とともに、消費者への情報提供（同法第5条2項2号）及び消費者への配慮（同項3号）を事業者の責務と定めていること、インターネット取引、約款取引、複雑な内容の取引の拡大に伴い、事業者から消費者に対する情報提供やその消費者に合った商品・役務の提供への配慮の必要性は益々高まっていること等を考慮すると消費者に対する配慮義務については努力義務ではなく事業者の法的義務と明定することも検討されるべきである。

3 不利益事実の不告知（法第4条第2項関係）について

(1) 規定案

不利益事実の不告知（消費者契約法第4条第2項）の規定において、現行の消費者契約法では「故意」とされている事業者の主観的要件に「重大な過失」を追加すること（報告書「第2-1」、規定案「2」）。

【参考】 現行の消費者契約法第4条第2項の規定

2 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対してある重要事項又は当該重要事項に関連する事項について当該消費者の利益となる旨を告げ、かつ、当該重要事項について当該消費者の不利益となる事実（当該告知により当該事実が存在しないと消費者が通常考えるべきものに限る。）を故意に告げなかったことにより、当該事実が存在しないとの誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。ただし、当該事業者が当該消費者に対し当該事実を告げようとしたにもかかわらず、当該消費者がこれを拒んだときは、この限りでない。

(2) 意見の趣旨

規定案にかかる追加をすることに賛成である。ただし、不利益事実の不告知が利益事項の告知と相まって不実告知と同視できるような場合には、故意なくして取消しできるものとすべきである。また、主観的要件を維持するのであれば、先行行為要件は削除すべきである。

(3) 意見の理由

規定案は、現行法と比較して、「故意に告げなかったこと」という主観的要件を緩和している点で、消費者被害の救済に資するものであるからこれに基本的に賛成する。

もっとも、不利益事実の不告知の事例とされるべきものの中には、不利益な重要事実の不告知と相まって、利益となることを告げることが不実告知と評価できる場合も存在し、このような場合は、消費者契約法4条1項1号の場合に主観的要件が要求されていないこととのバランス上、このような場合には、故意なくして取消しできることとすべきである。

また、不実告知に該当する先行行為があるとまでは評価できない案件についても、重要事項に関する不利益事実の不告知があり、かつ、その不告知について事業者が故意や故意に準じる重過失が認められる事案であれば、取消しの対象とすることが消費者保護に資するといえる。したがって、故意等の主観的要件を維持するのであれば、現行法4条2項の先行行為要件は削除すべきである。

4 合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させる類型（法第4条第3項関係）について

(1) 規定案

消費者契約法第4条第3項の規定において掲げる行為（当該行為によって消費者が困惑して意思表示をしたときは取消しが認められることとなる行為）として、当該消費者がその生命、身体、財産その他の重要な利益についての損害又は危険に関する不安を抱いていることを知りながら、物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものが当該損害又は危険を回避するために必要である旨を正当な理由がないのに強調して告げることという趣旨の規定を追加して列挙すること（報告書「第2-2①」、規定案「3（1）」）。

【参考】 現行の消費者契約法第4条第3項の規定

3 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次に掲げる行為をしたことにより困惑し、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

一 当該事業者に対し、当該消費者が、その住居又はその業務を行っている場所から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、それらの場所から退去しないこと。

二 当該事業者が当該消費者契約の締結について勧誘をしている場所から当該消費者が退去する旨の意思を示したにもかかわらず、その場所から当該消費者を退去させないこと。

(2) 意見の趣旨

規定案にかかる趣旨の規定を追加することに賛成である。ただし、事業者が認識している場合のみならず、事業者が認識可能な場合にも取消しを可能とすべきである。

(3) 意見の理由

かかる規定は消費者保護に資するものとして、規定案にかかる趣旨の規定を追加することに賛成する。もっとも、「消費者が損害又は危険に関する不安を抱いていること」について事業者が認識していたことを要件とすると、消費者側の立証が困難になり、消費者の利益の保護としては不十分となることから、事業者が認識していた場合だけでなく、事業者が認識可能な場合にも取消しを可能とすべきである。

5 合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させる類型（法第4条第3項関係）について

(1) 規定案

消費者契約法第4条第3項の規定において掲げる行為（当該行為によって消費者が困惑して意思表示をしたときは取消しが認められることとなる行為）と

して、当該消費者を勧誘に応じさせることを目的として、当該消費者と当該事業者又は当該勧誘を行わせる者との間に緊密な関係を新たに築き、それによってこれらの者が当該消費者の意思決定に重要な影響を与えることができる状態となったときにおいて、当該消費者契約を締結しなければ当該関係を維持することができない旨を告げることという趣旨の規定を追加して列挙すること（報告書「第2-2②」、規定案「3（2）」）。

【参考】 現行の消費者契約法第4条第3項の規定

3 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次に掲げる行為をしたことにより困惑し、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

一 当該事業者に対し、当該消費者が、その住居又はその業務を行っている場所から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、それらの場所から退去しないこと。

二 当該事業者が当該消費者契約の締結について勧誘をしている場所から当該消費者が退去する旨の意思を示したにもかかわらず、その場所から当該消費者を退去させないこと。

(2) 意見の趣旨

規定案にかかる趣旨の規定を追加することに賛成である。ただし、「…関係を維持することができない旨を告げること」という部分は、「この状態を利用して、消費者が求めない契約の締結を求めること」等と改めるべきである。

(3) 意見の理由

同規定は、いわゆる「デート商法」を主に想定するものであると考えられるところ、例えば、勧誘者が売り上げノルマで困っていることを告げて契約を締結させるケースなど、契約締結を求める不当な方法はいくらかでも想定できることから、要件として「当該消費者契約を締結しなければ当該関係を維持することができない旨を告げる」ことを設定することは狭きに失する。

規定案では、「消費者を勧誘に応じさせることを目的として…緊密な関係を新たに築くこと」、「それによって…消費者の意思決定に重要な影響を与えることができる状態となった」という極めて限定的な要件を定めていることから、「…関係を維持することができない旨を告げること」という部分は、「この状態を利用して、消費者が求めない契約の締結を求めること」等と改めるべきである。

6 心理的負担を抱かせる言動等による困惑類型の追加（法第4条第3項関係）について

(1) 規定案

消費者契約法第4条第3項の規定において掲げる行為（当該行為によって消費者が困惑して意思表示をしたときは取消しが認められることとなる行為）として、当該消費者が消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をする前に当該消費者契約における義務の全部又は一部の履行に相当する行為を実施し、当該行為を実施したことを理由として当該消費者契約の締結を強引に求めることという趣旨の規定を追加して列挙すること（報告書「第2-3①」、規定案「3（3）」）。

消費者契約法第4条第3項の規定において掲げる行為（当該行為によって消費者が困惑して意思表示をしたときは取消しが認められることとなる行為）として、当該事業者が当該消費者と契約を締結することを目的とした行為を実施した場合において、当該行為が当該消費者のためにされたものであるために、当該消費者が当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしないことによって当該事業者に損失が生じることを正当な理由がないのに強調して告げ、当該消費者契約の締結を強引に求めることという趣旨の規定を追加して列挙すること（報告書「第2-3②」、規定案「3（4）」）。

【参考】 現行の消費者契約法第4条第3項の規定

3 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次に掲げる行為をしたことにより困惑し、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

一 当該事業者に対し、当該消費者が、その住居又はその業務を行っている場所から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、それらの場所から退去しないこと。

二 当該事業者が当該消費者契約の締結について勧誘をしている場所から当該消費者が退去する旨の意思を示したにもかかわらず、その場所から当該消費者を退去させないこと。

(2) 意見の趣旨

いずれの規定案にも賛成する。ただし、上記規定案「3（3）」については、対象範囲を、契約上の義務の履行に限らず、それに必要な準備行為など契約に関連する行為等を行った場合にまで広げるべきであり、上記規定案「3（3）（4）」いずれについても「強引に」という文言は削除すべきである。

(3) 意見の理由

事業者が、契約締結前に一定の行為を行なったことを理由として契約の締結を強引に求めて消費者の困惑を惹起して契約を締結させた不当勧誘行為については、消

費者の負い目に乗じた行為類型である点で不当性の高いものであり、これについて取消権を新たに認めるものであり、救済範囲の拡大に資することから、賛成する。

ただし、心理的負担に乗じて契約を迫られるのは、消費者契約における義務の全部又は一部の履行に相当する行為に限られないことから、対象範囲を、契約上の義務の履行に限らず、それに必要な準備行為など契約に関連する行為等を行った場合にまで広げるべきである。

また、「強引に」という趣旨は各規程案において包含されることから、「強引に」求めることが要件であるかのような点は、適用範囲が狭められるおそれがあるので削除すべきである。

7 不当条項類型の追加（法第8条関係）について

(1) 規定案

消費者契約が、物品、権利、役務その他の消費者契約の目的となるものの対価を消費者が支払うことを内容とする場合において、当該消費者が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたことのみを理由として事業者に解除権を付与する条項を無効とする旨の規定を設けること（報告書「第2-5①」、規定案「4（1）」）。

次に掲げる消費者契約の条項は無効とする旨の規定を設けること。

ア 事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の要件に該当するか否かを決定する権限を事業者に付与する条項

（消費者契約法第8条第1項第1号及び同項第2号の規定の潜脱を可能とするような決定権限付与条項）

イ 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされる当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の要件に該当するか否かを決定する権限を事業者に付与する条項

（消費者契約法第8条第1項第3号及び同項第4号の規定の潜脱を可能とするような決定権限付与条項）

ウ 事業者が債務不履行がある場合に消費者の契約を解除する権利の要件に該当するか否かを決定する権限を事業者に付与する条項

（消費者契約法第8条の2の規定の潜脱を可能とするような決定権限付与条項）（報告書「第2-5②」、規定案「4（2）」）

【参考】現行の消費者契約法第8条第1項第1号～第4号の規定

第八条 次に掲げる消費者契約の条項は、無効とする。

- 一 事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項
- 二 事業者の債務不履行（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。）により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項
- 三 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項
- 四 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。）により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項

【参考】現行の消費者契約法第8条の2の規定

第八条の二 事業者の債務不履行により生じた消費者の解除権を放棄させる消費者契約の条項は、無効とする。

(2) 意見の趣旨

いずれの規定案にも賛成する。もっとも、規定案「4（1）」について、「のみ」という文言は削除すべきである。

また、規定案「4（2）」について、事業者の決定権限付与条項にとどまらず、事業者の解釈権付与条項についても無効とする規定を設けるべきである。

さらに、いわゆるサルベージ条項については、例外なく無効とすべきである。

(3) 意見の理由

ア 消費者の後見等の開始を解除事由とする条項を無効とすることについて

消費者の後見等の開始を解除事由とする条項については、消費者が、それまで契約により得ていた便益を受けられなくなり、場合によっては生活基盤を失うという重大な不利益を被る危険性をはらんでいる。また、消費者に成年後見人等の法定代理人が選任されれば、契約を存続するかの判断は、成年後見人等が代理人として対処すれば足り、事業者に解除権・解約権を与える必要性はない。さらに、このような条項を有効とすると、障がい者にも完全な法的能力を認めることを求めている障害者権利条約12条に反することは明らかである。また、契約を解除される危険を避けるために消費者が法定後見制度の利用に消極的になることは十分予想され、成年後見制度を推進しようとする政府方針に真っ向から対立することになりかねない（成年後見制度の利用の促進に関する法律1条及び3条参照）。

加えて、被後見人等も社会生活上一定の範囲で単独で契約することも許されており、後見等が開始したことのみをもって事業者側に解除権・解約権を与えることは、障害者差別解消法の趣旨に反するおそれもある。

したがって、消費者が後見等の審判を受けたことをもって、事業者に解除権を付与する条項を無効とする旨の規定を設けることは賛成である。

もっとも、提案にかかる規定には、後見等の審判を受けたこと「のみ」を理由として解除権を付与する条項を無効としているが、これでは、形式的に付加的要件を加えさえすれば、同規定の適用を免れうることになりかねず、適用範囲を不当に狭めるものとなることから、「のみ」という文言は削除すべきである。

イ 解釈権限付与条項・決定権限付与条項について

事業者の決定権限付与条項を無効とする規定案は、現行法を一步進めるものであり、かかる趣旨の規定を設けることに賛成する。もっとも、事業者の解釈権限付与条項も無効とする規定を設けるべきである。このような条項を認めると、事業者による事後的かつ一方的な契約内容の変更が可能となり、契約内容が確定できなくなるばかりか、事業者が自己に最大限有利に解釈するおそれもあることから、かかる条項は典型的に不当性が高い条項といえるからである。したがって、事業者の決定権限付与条項を無効とするにとどまらず、解釈権限付与条項も無効とする旨の規定を設けるべきである。

ウ サルベージ条項について

サルベージ条項とは、本来であれば強行法規により無効とされる条項につき、その効力を強行法規により無効とされない範囲に限定する趣旨の条項である。サルベージ条項は、事業者が強行法規に違反しない限界まで権利を拡張し義務を免れうることを可能としつつ、法律で許容される範囲がわからない消費者の権利行使に大きな萎縮効果をもたらすものである。また、サルベージ条項が有効とされれば、事業者にとって、適正な内容での契約条項の策定へのインセンティブが事業者に働かないという問題もある。

したがって、サルベージ条項は、例外なく無効とすべきである。

8 「平均的損害の額」の立証に関する規律（法第9条関係）について

(1) 規定案

消費者契約法第9条1号の規定における「平均的な損害の額」に関し、消費者が「事業の内容が類似する同種の事業者に生ずべき平均的な損害の額」を立証した場合には、その額が「当該事業者に生ずべき平均的な損害の額」と推定される旨の規定を設けること（報告書「第2-4」、規定案「5」）。

【参考】 現行の消費者契約法第9条第1号の規定

第九条 次の各号に掲げる消費者契約の条項は、当該各号に定める部分について、無効とする。

- 一 当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であつて、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるもの 当該超える部分

(2) 意見の趣旨

賛成である。ただし、端的に「平均的な損害」の立証責任については、事業者が「平均的な損害の額」及びこれを「超えないこと」の立証責任を負担することを明文化することを継続して検討すべきである。

(3) 意見の理由

消費者による事業者が生ずる「平均的な損害の額」の主張立証の困難性を緩和するものとして賛成である。

もっとも、「事業の内容が類似する同種の事業者が生ずべき平均的な損害の額」を主張・立証することは、適切な算定方法に基づく業界の標準約款等が存在する場合を除き、必ずしも容易とはいえない。

また、当該事業者が生ずべき平均的な損害は、通常は当該事業者にはしか知りえない事柄であるため、消費者が主張立証することは極めて困難である。その一方で、事業者にとっては自らの内部資料等によってこれを主張・立証することは容易である。

事業者とすれば、そもそも、「平均的な損害」を勘案した上で違約金等を設定でき、かつそうすべきなのである。しかも、消費者との紛争に際しては、違約金等設定の際に検討した資料を利用すればよいため、立証責任を負担することになったとしても、不都合はない。

したがって、端的に主張・立証責任は事業者にあるものとするのが消費者契約法の理念に沿うものとして妥当であり、引き続き検討が続けられるべきである。

第3 規定案に盛り込まれなかった項目に対する意見

- 1 合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させる類型（いわゆる「非作出型つけ込み型」（法第4条関係）について

【参考】現行の消費者契約法第4条第2項の規定

2 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対してある重要事項又は当該重要事項に関連する事項について当該消費者の利益となる旨を告げ、かつ、当該重要事項について当該消費者の不利益となる事実（当該告知により当該事実が存在しないと消費者が通常考えるべきものに限る。）を故意に告げなかったことにより、当該事実が存在しないとの誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。ただし、当該事業者が当該消費者に対し当該事実を告げようとしたにもかかわらず、当該消費者がこれを拒んだときは、この限りでない。

(1) 意見の趣旨

高齢者や若年者等の判断力等の不足に乗じて契約を締結した場合に（いわゆるつけ込み型不当勧誘行為）、消費者に取消権を認める規定、具体的には、「消費者が、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者の年齢又は障がいによる判断力の不足に乗じて、当該消費者の生活に不必要な商品・役務を目的とする契約や当該消費者に過大な不利益をもたらす契約の勧誘を行い、その勧誘により当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる」といった規定を速やかに導入すべきである。

(2) 意見の理由

既に超高齢社会にある我が国の高齢化率は、さらに上昇し2060年には39.9%に達する見込みである（平成28年版高齢者白書）。専門調査会設置の契機となった諮問（消制度第137号）においても、高齢化の進展による社会経済状況の変化への対応の観点が求められているが、高齢者の判断能力の低下等を利用した消費者被害を防ぐために、「合理的な判断をすることができない事項を利用して契約を締結させる類型」について、適切な取消規定を早急に設置する必要があることは明らかである。その一方で、現在、民法における成年年齢引き下げの議論もなされているところ、当会は、現時点においてかかる引き下げには反対であるが（当会2017年（平成29年）5月10日付「民法の成年年齢引き下げに関する会長声明」参照）、仮に将来的に引下げを行うのであれば若年成人の判断能力不足を利用した消費者被害を防ぐためにも、本類型の取消規定の整備が必要である。

この点、「3 法第4条第3項関係（1）（2）」の規定案及び現行法第4条第1項ないし第3項による取消権は、いずれも事業者が消費者の合理的な判断ができない事情を作出ないし増幅させ、その状況を不当に利用して契約を締結させる不当勧誘行為を問題とした規定であり、事業者の行為により作出されたものではないが、消費者の合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させた場合には対応できない。

報告書においても、「合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させる類型の被害事例の中には、必ずしも（中略）事業者の行為はみられないものが存在する。特に高齢者等の判断力の不足等を不当に利用し、不必要な契約や過大な不利益をもたらす契約の勧誘が行われる場合も存在しており、これらの事例の救済は、民法上の公序良俗違反による無効等の一般規定に委ねられたままの状態となっている」と指摘されている。その上で、報告書は、消費者に取消権を付与して救済する規定を検討することの必要性を認めつつ、要件の明確化の課題が解消されていないこと等を理由として、その検討を先送りする結論とした。

しかし、高齢者、若年成人、障がい者等の知識、経験及び判断力の不足を不当に利用して、不必要な契約や過大な不利益をもたらす契約を締結させる事業者の行為を容認すべきではないことは明らかである。要件の明確化の点についても、不当性、必要性及び過大性（「不当に利用して不必要な契約や過大な不利益をもたらす」といった要件は、もとより個々の事案における具体的な事情に基づき判断すべき要件であるので、明確化が不十分であるという批判は当たらない。

よって、事業者の行為によって作出されたものであるか否かにかかわらず、合理的な判断をすることができない消費者の事情を利用して前記のような契約を勧誘した場合について、消費者の取消権を認める規定を設けるべきである。

2 約款の事前開示（法第3条関係）について

【参考】現行の消費者契約法第3条第1項の規定

第三条 事業者は、消費者契約の条項を定めるに当たっては、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容が消費者にとって明確かつ平易なものになるよう配慮するとともに、消費者契約の締結について勧誘をするに際しては、消費者の理解を深めるために、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容についての必要な情報を提供するよう努めなければならない。

(1) 意見の趣旨

約款を使用した消費者契約について、事業者において消費者が契約締結前に契約条項（改正民法第548条の2以下の「定型約款」を含む。）をあらかじめ認識できるように努めなければならない旨の規定を設けるべきである。

(2) 意見の理由

契約が当事者間における意思の合致であることからすれば、約款を使用した消費者契約において、当該約款が消費者契約の内容となるためには、原則として契約条項が契約締結時までに消費者に開示されることが必要というべきである。特に消費者契約にあっては、当事者間の情報の質及び量の格差（消費者契約法1条）

や、事業者が情報提供義務を負っていること（同3条1項）を踏まえれば、約款の事前開示の必要性は大きい。

この点、改正民法第548条の2は、定型取引（ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であって、その内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的なものをいう。）における定型約款（定型取引において、契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体をいう。）が契約内容となる要件を定め、同法第548条の3は、定型約款準備者は、定型取引合意の前又はその後相当の期間内に相手方から請求があった場合には、遅滞なく、相当な方法で当該定型約款の内容を示さなければならない旨を規定しているが、事前開示を一般的に義務づけるものとはなっていない。

そうすると、約款を使用した消費者契約について、その規律を民法に委ねるだけでは、消費者が契約締結前に契約条項を認識できない事態が常態化しかねない。

よって、約款を使用した消費者契約について、事業者において消費者が契約締結前に契約条項を認識できるよう事前開示に努めるべきことを明文で規定すべきである。

3 不当条項類型の追加（法第8条関係）について

【参考】現行の消費者契約法第8条第1項第1号～第4号の規定

第八条 次に掲げる消費者契約の条項は、無効とする。

- 一 事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項
- 二 事業者の債務不履行（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。）により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項
- 三 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項
- 四 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。）により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項

(1) 意見の趣旨

軽過失による人身損害の賠償責任を一部免除する条項を無効とする旨の規定を設けるべきである。

(2) 意見の理由

人間の生命及び身体という法益の重要性及び処分不可能性からすれば、少なくとも事業者の軽過失によって生命の侵害又は身体の重大な侵害が生じた損害賠償責任

を免除することはおよそ不当である。

身体の侵害が重大なものでない場合についても、ごく限られた例外を除いては、事業者の軽過失による損害賠償責任の免除を一部でも認めるべきではない。

2018年（平成30年）2月14日

熊本県弁護士会

会長 宮田 房之